

新しいタイプの商標の出願・登録の状況

2015年4月1日から「新しいタイプの商標」、即ち、動きのある商標、ホログラム商標、色彩のみからなる商標、音の商標、位置商標（商標を付す場所が特定される）の登録が認められるようになりました。以来、これらの商標の登録も増えてきましたが、一方では、出願された商標が自他商品の識別力を欠くもの（商標法3条1項該当）として拒絶されたケースも多数あります。

色彩のみからなる商標（文字・図形等を伴わない）は、商品・パッケージ等で種々の色が使用されることで審査基準では原則として自他商品識別力を欠くとされています。これまでの審査結果では、色彩のみからなる商標は現在7件の登録しかなく、いずれも複数の色の組み合わせからなるものです（下記の商標登録例を参照）。1色の色彩のみからなる商標の登録は未だなく、一方では拒絶になっているケースが多々あります。

一方、音の商標については、人の声を伴う音の商標の登録例は多数ありますが、楽曲のみからなる音の商標は僅かに7件の登録（うち、1件は国際登録分）しかありません。

このような事情から、新しいタイプの商標の出願について識別力の有無（商標法3条1項各号に該当するか否か）に関する審査の結果がどうなっているか気になりましたので、J P D Sの商標 DB: Brand Mark Search で、新しいタイプの商標の出願・登録の状況とともに、審査の結果も調べてみました。

(1) 新しいタイプの商標の出願・登録の状況

Brand Mark Search で調査・集計したこれまでの出願・登録の件数は以下のとおりですが、制度発足の2015年は出願が多かったものの以後、減少しています。

登録状況をみれば、色彩のみの商標については出願件数に比べれば極端に少なくなっています。音の商標については、多数の登録がありますが、その多くは人の声を伴うものです。位置商標も出願件数に比較し登録の件数は少ないです。

*注：人の声や動物の鳴き声等を伴う商標は、通常の商標と同様、参考情報として称呼が付与されていますが、楽譜のみで表現された楽曲のみからなる音の商標には称呼が付与されていません。

		音	色彩のみ	動き	位置	ホログラム
出願件数 *（ ）は出願係属中	2015年出願	367 (7)	463 (65)	81 (2)	243 (35)	14 (0)
	2016年出願	133 (1)	31 (5)	37 (4)	81 (9)	3 (0)
	2017年出願	77 (5)	20 (7)	8 (3)	53 (21)	0 (0)
	2018年出願	51 (25)	17 (17)	26 (14)	39 (34)	2 (0)
	2015年～2018年 計	628	531	152	416	19
審査結果	出願(審査・審判)係属中	38	94	23	99	0
	登録	287	7	110	70	14
	拒絶・取下・却下等	303	430	19	247	5

*新しいタイプの商標に付与された図形コード(41.1～45.1)で調査・集計。
 審査の現状は、2019年8月20日のBrand Mark Searchに収録の審査経過情報による。
 *分割出願は、親出願の出願日で集計(2019年に分割出願されたものも含まれる)。
 *国際登録は含まない。

(2) 商標法3条1項各号に関する審査状況

Brand Mark Search で「3条1項各号」にかかる拒絶条文コード（3条1項各号と合わせて他の拒絶条文が引用されたものも含む）により検索した結果は以下のとおりです。

- ①音の商標： 拒絶・取下等となって303件のうち3条1項該当の拒絶理由通知を受けたのは147件と半数近いですが、人の声を含む音商標（称呼あり）は識別力ありと判断される傾向にあります。人の声等を含まない楽曲のみの音商標の出願（称呼なし）に限れば、全部で103件（下表には記載なし）ありますが、3条1項該当の拒絶理由通知を受けた拒絶・取下・出願却下等を受けたのは101件、そのうち89件が拒絶・取下等となっています。登録が認められたのは僅かに6件のみです（他に国際登録で1件あり）。
- ②色彩のみの商標： 拒絶・取下等の430件中3条1項該当の拒絶理由通知を受けたのは419件あり、圧倒的に3条1項該当の拒絶となっています。登録例は下記（3）のとおりですが、いずれも3条1項に該当すると拒絶理由通知を受けた後審査の過程で当該色の組み合わせが周知であるとして登録を認められたと思われます。
- ③位置商標： 拒絶・取下等247件中3条1項該当の拒絶理由通知を受けたのは237件ですが、拒絶理由通知を受けるも最終的に登録を認められたのは20件あります。

識別力(3条1項各号)に関する審査・審判状況		音	うち、称呼なしの音商標	色彩のみ	動き	位置	ホログラム
識別力なしの拒絶理由通知を受けた出願		177	101	512	23	338	9
拒絶理由通知後の最終結果 *()は審判案件	現在審査・審判係属中の出願	16 (6)	6 (2)	86 (51)	10 (4)	81 (44)	0 (0)
	最終的に拒絶・取下等となった出願	147 (5)	89 (2)	419 (20)	10 (0)	237 (12)	4 (0)
	最終的に登録された出願	14 (0)	6 (0)	7 (0)	3 (0)	20 (3)	0 (0)

* 3条1項各号該当の拒絶理由通知を受けた出願の件数。
但し、最終的に拒絶査定又は拒絶審決を受けた際の拒絶条文は3条1項各号とは異なる場合もある。
*()内の数字は、拒絶査定不服審判が請求された件数。但し、審判請求理由が3条1項各号とは異なる場合がある。
* 国際登録は含まない。

(3) <ご参考> 登録又は拒絶された新商標の例（識別力の有無が問題とされた商標）

①色彩のみからなる商標

【登録例】（登録を認められた商標全件）

・登録第5930334号（第16類）



・登録第6021307号（第35, 36, 41, 45類）



・登録第6078470号（第16類）



・登録第6085064号（第35, 36, 39, 43類）



・登録第5933289号（第35類）



・登録第6021308号（第36類）



・登録第6078471号（第16類）



【拒絶例】 (拒絶査定不服審判で拒絶審決となった商標 (一色のみからなる商標) の拒絶例)

・商願 2015-030241 (第 9, 10 類)

・商願 2015-037921 (第 7 類)



* 審判 2017-006078



* 審判 2017-002203

(2) 音の商標 (各音の商標は、Brand Mark Search や J-PlatPat で音が再生できます。)

【登録例】 (人の声を伴わない音の商標 (称呼付与なし) で登録を認められた商標全件)

・登録第 5985746 号 (第 5 類)



胃腸薬関連

・登録第 5985747 号 (第 9 類)



マイクロプロセッサ
関連

・登録第 6115374 号 (第 36 類)



・登録第 6115375 号 (第 36 類)



(2件とも)
金融サービス関連

・登録第 6159412 号 (第 41 類)



・登録第 6161697 号 (第 9 類)



(2件とも)
映画・ビデオディスク関連

・国際登録第 1177675 号 (第 12 類)



自動車関連

【拒絶例】（拒絶査定不服審判で拒絶審決となった商標（称呼付与なし）の例）

・商願 2015-030299（第 42, 45 類）

* 審判 2017-001806



災害・避難情報等の着信音

・商願 2015-029815（第 9, 10 類）

* 審判 2017-015179



デジタルカメラ・医療用
内視鏡関連

以上、新しいタイプの商標の出願・登録の現状をご紹介しましたが、マーケティングで使用される各種商標の展開、権利化戦略の参考にしていただければ、幸いです。

以上

(2019年9月)

弁理士 笹木 幸雄

〔日本パテントデータサービス株式会社
ブランディング部 顧問〕